

益子町環境保全広域協定運営委員会（栃木県益子町）

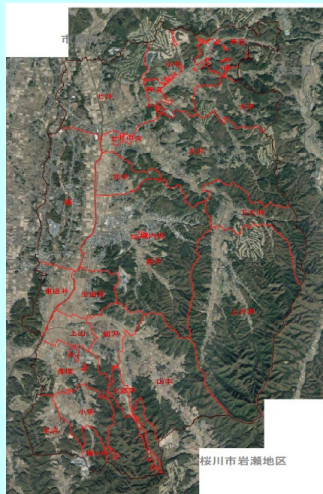
- 栃木県益子町は、栃木県南東部に位置する芳賀郡の町である。小貝川が町西側を北から南に流れ、その河岸の平野部が町の大部分を占めている。
- 本町の産業は、益子焼を主力とする観光業と、自然豊かな風土を活かした農業である。本町の農業は、米麦やいちご等の園芸、畜産を主体とする町の基幹産業として発展してきたが、近年は高齢化、人口減少、担い手不足等により農業を取り巻く状況は年々厳しくなっている。
- 事務作業に掛かる負担が大きいことから、活動を継続できない組織が相次いだため、平成26年8月に事務を受託する組織である「益子町農地・水・環境保全向上対策推進協議会」（現 益子町農地水多面的機能保全推進協議会）を設立。その後、平成30年度に町内の20集落が参加して「益子町環境保全広域協定運営委員会」を設立し、令和4年度現在は22組織で活動している。現在の取組面積は1,364haであり、令和5年度には未取組集落の参加に伴い更なる面積増が見込まれる。構成員は農業者や地元地域の自治会、子供会等となっており、事務については、益子町農地・水・多面的機能保全推進協議会に全て委託している。

【地区概要】

- ・取組面積 1,364ha
(田 932ha、畑 432ha)
 - ・参加組織数 22活動組織
 - ・資源量 水路257.4km、農道145.5km、
ため池40箇所
 - ・主な構成員 農業者、自治会、老人会
子供会、益子町土地改良区等
 - ・交付金 約101百万円(R3)
- 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化)

活動開始前の状況や課題

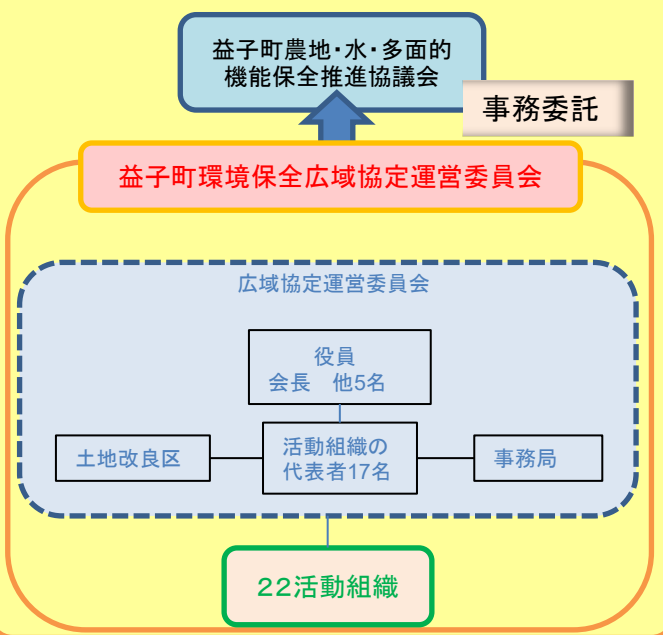
- 平成19年度から町内で5組織が設立され活動を開始したが、事務負担が大きいという理由で参加する組織が思うように増えなかった。また、実績報告の作成について、役場と組織間で修正のやりとりが何度も繰り返される状況であり、お互いに苦慮していた。
- このため、平成26年8月に事務受託組織である益子町農地・水・環境保全向上対策推進協議会を設立した。



本取組の対象地域

取組内容や連携内容

- 益子町役場が、毎年4月と10月に町内の各活動組織と意見交換を兼ねて個別で実績報告の確認を行っている。その際に交付金額が少額で十分に活動できない、一方で交付金を繰り越しているといった課題を抽出し、解決策として、広域化を図るため、平成30年5月に益子町環境保全広域協定運営委員会を設立した。



取組の効果

- 事務受託組織の設立によって、課題であった町と活動組織の実績報告に関する負担は解消し、また事務局を役場内に設置することで活動や事務に関する質問への素早い対応が可能となった。
- 広域化実施後は、組織間での交付金の流用が可能となり、有効な活用ができています。
- 事務受託組織を設立してから、組織への支援体制が整ったことにより、5活動組織が、また広域化してから2活動組織が新たに多面活動を開始し、益子町での農振農用地のカバー率が79%（令和5年度発足の2活動組織を含む）に高まった。
- 意見交換を活動組織ごとに行うことによって、全体会では出にくい本音の意見が聞き取れるようになり、解決策が見つけやすくなった。



きっかけ(H26.4)

毎年実施している個別の活動組織ごとの意見交換において、事務負担によって活動継続が困難な組織が相次いだことで、事務受託組織の設立を検討。

平成26年4月の個別相談において、事務受託組織の説明を行い、委託金額等の了解を得ていた。

Step1(H26.7)

事務受託組織設立準備会

- 事務委託組織の概要、規約、事務受託規程、事業計画、予算についての説明
- 活動・事務作業に関するアンケートの実施

Step2(H26.8)

事務受託組織設立総会

- 規約、事務受託規程、事業計画、予算の決定

事務受託組織設立後の課題

- 取組面積によって日当や報酬を支払えず思うように活動できない活動組織と、交付金を繰り越している活動組織があり、交付金の有効活用のために広域化を模索。

Step3(H28.8,H29.8)

先進地区視察研修

- 各活動組織の代表者が参加し、群馬県邑楽郡明和町と栃木県小山市を視察した。その後の個別相談において、益子町広域化の全体像を伝えた。

毎年4・10月に個別相談を実施

Step4(H30.2)

第1回広域化設立説明会

- 益子町広域組織の概要説明
- 現在抱えている課題と解決策
- 広域化実施による効果
- 交付金の配分方法
- 対象農用地の範囲等

説明会での主な意見

- 各単価はどのようになるのか。
- 広域化後の取組面積はどう変化するのか。

平成30年4月の個別相談において、広域化に関する質疑応答を実施し、広域化後の活動等の疑問や不安を払拭した。

<広域化の合意形成について>

- 日当等の単価については、上限を設定し、当該単価以下なら問題ないこととして合意を得た。
- 活動内容や、交付金に関する不安の声には、「広域化後の活動は、各活動組織ごとに行い、交付金額、活動内容、取組面積等従来どおり」と説明し、納得を得た。
- 説明会や意見交換を個別で行うことで、全体会では出にくい具体的な意見を聞き取ることができ、親身になって解決策を考えることで信頼関係が生まれ、町全体で同じ方向を見ることができるようになった。
- 各組織（各地域毎）の文化・風習を理解し、それを尊重したルールを提示することで快く理解を得ることができた。

ー予算の配分方針についてー

■交付金額が少なく活動が思うようにできない組織の活動費確保のため、各組織に基礎配分を設定し、一律の額を配分している。

組織名	対象面積	交付金額	基礎配分	面積配分率
A組織	5,500a	5,500,000	500,000	31%
B組織	4,500a	4,500,000	500,000	25%
C組織	3,500a	3,500,000	500,000	19%
...	...	...	...	...
F組織	500a	500,000	500,000	3%
合計	18,000a	18,000,000	3,000,000	100%

今後の展望

町の最上位計画である、「第三期ましこ未来計画・総合計画」（目標：令和7年度）において、多面活動での農振農用地のカバー率を現在の75%から81%にすると計画されたこともあり、町内の活動未実施地区も今後活動に参加してもらうように支援していきたい。

Step5(H30.5)

第2回広域化設立説明会

- 規則、内規、事業計画案の提示
- 交付金配分方法案の提示
- 対象農用地の提示
- 参加同意の最終提示

設立総会 (H30.5.30)

- 規則、内規、事業計画の決定
- 交付金配分方法の決定
- 対象農用地の決定
- 参加同意の最終決定